

一般競争入札の結果について

問い合わせ 契約検査課 ☎38-2012

「芦屋市立潮見中学校給食・特別教室棟建替工事」、「芦屋市庁舎南館空調設備改修工事」および「開森橋架替え工事」の入札を平成26年8月11日に行いました。契約については、8月12日に仮契約を締結し、9月19日市議会の議決を得て本契約を締結しました。

件名	契約業者名	契約金額(税込)
芦屋市立潮見中学校給食・特別教室棟建替工事	株式会社明和工務店	403,282,800円
芦屋市庁舎南館空調設備改修工事	伊丹産業設備株式会社	239,652,000円
開森橋架替え工事	大木建設株式会社	194,400,000円

入札結果の詳細につきましては、ホームページ・行政情報コーナー等でご確認いただけます。

個人市県民税(住民税)の税制改正について

問い合わせ 課税課市民税係 ☎38-2016

*平成27年度課税から適用されます

【住宅借入金等特別控除の延長、控除限度額の拡充】

個人市県民税(住民税)の住宅借入金等特別控除について、居住開始年月日の適用期間が平成25年12月31日から平成29年12月31日まで4年間延長されました。

また、このうち平成26年4月から平成29年12月までに居住の用に供した場合、控除限度額が拡充されることとなりました。

	現行	適用期間の延長	
居住開始年月日	平成25年	平成26年1月から 平成26年3月	平成26年4月から 平成29年12月 (控除限度額の拡充)
控除限度額	所得税の課税総所得金額等の 5% (限度額97,500円)	所得税の課税総所得金額等の 7% (限度額136,500円)	

*ただし、平成26年4月から平成29年12月までの金額は、消費税率が8%または10%である場合の金額。

【上場株式等の配当・譲渡所得に係る軽減税率の廃止】

上場株式等の配当・譲渡所得に係る税率を3%(市民税1.8%・県民税1.2%)とする特例措置は平成25年12月31日をもって廃止され、平成26年1月1日以降に支払いを受けたものは、平成27年度の個人市県民税(住民税)の計算において、本則税率である5%(市民税3%・県民税2%)が用いられます。

詳しくは市ホームページをご覧ください。お電話・窓口でお問い合わせください。

芦屋税務署からのお知らせ

問い合わせ
芦屋税務署 ☎31-2131

■税の無料相談所

- 日 時 11月11日～12日・午前10時～午後3時30分
- 会 場 御影クラッセ3階山側イベントスペース(阪神「御影」駅北側)
*昨年と会場が変更になりました。

■税に関するポスター・作文・書道作品展

- 期 間 11月14日～11月20日・午前9時～午後5時30分
*土・日曜日を除く
- 会 場 市役所南館・玄関ロビー



税理士による「税金無料相談会」

- 日 時 11月21日(金)午前10時～午後4時
- 会 場 芦屋納税協会
- 内 容 所得税(譲渡)・相続税・贈与税・法人税・消費税等の相談

問い合わせ 芦屋納税協会 ☎31-5318

夜間(17:00～9:00)水道修理工事当番表【11月】

水道の修理は「芦屋市指定給水装置工事事業者」へ

●平日の昼間は下記へおたずねください。

店名	TEL	当番日
西岡設備工業所	22-6900	1, 7, 13, 26
前忠工業(株)	31-8548	2, 8, 14, 20
(資)神明商会	22-3565	3, 9, 18, 21, 27
中央水道工務所	22-3552	4, 10, 19, 22, 28
原田商会	22-0706	5, 11, 16, 23, 29
(株)大阪商会	22-4446	6, 17, 25
越智商会	22-3708	12, 15, 24, 30

●夜間の修理は右の業者が待機しています。

問い合わせ 水道工務課 ☎38-2083

保険課からのお知らせ

●国民健康保険被保険者証が12月から切り替わります

問い合わせ 保険課保険係 ☎38-2035

現在お持ちの国民健康保険被保険者証の有効期限は、11月30日です。12月1日からの新しい被保険者証は、11月上旬から簡易書留郵便で順次お届けします。

※12月1日以降に75歳の誕生日を迎えるかたは、有効期限が誕生日の前日までとなります。75歳の誕生日からは、別途、市からお送りする後期高齢者医療被保険者証をお使いください。

※退職者医療制度の適用は、退職被保険者(被保険者証に「退本人」または「退扶養」の表示のあるかた)が65歳となる月の月末までです。(ただし、「退本人」表示のかたの適用が終了する場合、「退扶養」表示のかたは65歳未満でも本人と同じ日付で終了となります。)

現在の被保険者証が「退本人」「退扶養」表示で、平成27年12月1日までに適用が終了するかたの被保険者証は、「一般」表示でお送りします。

【重複加入や加入もれはありませんか】

国民健康保険にご加入のかたが、他の健康保険へ加入されたときなどは、国民健康保険から脱退する届け出が必要です。届け出がない場合は、保険料の重複が生じたり、国民健康保険被保険者証を提示して医療機関で受診された際の医療費の返還を求められることがありますのでご注意ください。

また、現在芦屋市に在住し、他の健康保険に加入していないかたは、国民健康保険への加入が義務づけられています。速やかに加入の届け出をしてください。

【こんなときには、14日以内の届け出を】

	こんなとき	必要なもの(共通)	個別に必要なもの
脱退	芦屋市から転出するとき	・印鑑 ・被保険者証(カード)	在学証明書または学生証の写し(就学のため芦屋市を離れるかた)
	他の健康保険へ加入したとき	・高齢受給者証(70歳から74歳までのかた)	他の健康保険の被保険者証(脱退されるかた全員分)
加入	芦屋市に転入したとき	・印鑑 ・年金証書(60歳から64歳までのかた)	
	他の健康保険を脱退したとき	※平成27年3月31日までに加入されるかたのみ	健康保険資格喪失証明書

●ジェネリック医薬品希望カードをご利用ください

問い合わせ 保険課管理係 ☎38-2035

ジェネリック医薬品とは、これまで使われてきたお薬の特許が切れた後に、同等の品質で製造販売される低価格のお薬です。ジェネリック医薬品を希望される場合は、このたびお送りする被保険者証に同封しているジェネリック医薬品希望カードをかりつけの医師や薬局の薬剤師に提示し、ご相談ください。

また、ジェネリック医薬品への切り替えによるお薬代の軽減効果の大きいかたを対象に、軽減効果の通知をお送りしていますので、ご活用ください。



●国民健康保険被保険者証に替えて短期被保険者証等を交付します

問い合わせ 保険課徴収係 ☎38-2226

国民健康保険料の負担の公平を図り、国民健康保険事業の健全な運営に資するため、納期限後1年を経過してもなお保険料に未納のあるかたには、被保険者証に替えて、短期被保険者証(4か月の有効期限)や被保険者資格証明書(医療費全額自己負担後、一定割合を償還払い)を交付することになります。対象のかたには個別にご案内しますので、ご確認ください。

平成26年社会保険料(国民年金保険料)の控除証明書が送付されます

1年間に納付した国民年金保険料の額を証明する「社会保険料控除証明書」(はがき)が日本年金機構から送られてきます。年末調整や確定申告に必要ですので、大切に保管してください。(国民年金保険料は、納付した全額が所得税や市民税等の社会保険料控除の対象となります)

- 1月1日から9月30日までの間に、国民年金保険料を納付されたかたには、11月上旬に送付されます。
- 10月1日から12月31日までの間に、今年初めて国民年金保険料を納付されたかたには、平成27年2月上旬に送付されます。

問い合わせ 控除証明書専用ダイヤル ☎0570-070-117
西宮年金事務所 ☎0798-33-2941

平成27年度採用 市職員募集

市では、平成27年4月1日採用予定の次の2職種について市職員を募集します。

- 募集期間 11月4日～11日(平日・執務時間内)
*郵便による申し込みは、11月11日(火)午後5時30分(必着)
- 試験日 11月23日(日)
*詳しくは市役所で配布しています「採用案内」をご覧ください。
*「採用案内」は、市ホームページからもご覧になれます。

職 種	募集人数	受験資格
一般事務職	5人程度	昭和61年4月2日以降に出生し、学校教育法による4年制大学を卒業したかた、または平成27年3月までに卒業見込みのかた
保育職	3人程度	平成元年4月2日以降に出生し、採用予定日において、保育士登録をし、かつ幼稚園教諭普通免許状を取得しているかた(見込みを含む)

問い合わせ 人事課 ☎38-2019(〒659-8501 住所不要)

小規模保育事業の運営事業者を募集

市では平成27年4月1日から施行される「子ども・子育て支援新制度」における新たな認可事業として、3歳未満児を対象とした「小規模保育事業」の運営事業者を募集します。



- 募集地域 圏域ごと(山手・精道・潮見中学校区)に1施設
- 開所時期 平成27年4月1日
- 募集要項 11月4日(火)から下記で配布するほか、市ホームページからもダウンロードできます。
- 申し込み 11月4日～25日(平日・執務時間内)に下記へ持参してください。

問い合わせ こども政策課 ☎38-2180

平成27年度 保育所入所児童の受け付け

来年4月の保育所入所申し込みを以下のとおり受け付けます。

- 対 象 市内在住で保護者が就労等のため保育できない家庭の児童(平成21年4月2日～平成26年12月12日生まれの児童)
※12月13日から平成27年1月1日生まれの児童は、下記へご相談ください。
- 申し込み 11月25日～12月12日(平日・執務時間内)に保護者が下記へ
※申込書等は、11月4日(火)から保育課(北館4階)・市役所北館・南館受付およびラポルテ市民サービスコーナーで配布します。
※市ホームページからダウンロードできます。
※郵送での受け付けはできません。
※書類不備の場合は受け付けできません。



※来年2・3月入所希望のかたはなるべく4月入所と一緒に申し込みください。
※26年度と27年度の書類の内容が違います。

問い合わせ 保育課 ☎38-2128

第9回

芦屋市花と緑のコンクール

「庭園都市あしや」を推進するために、「第9回芦屋市花と緑のコンクール」の募集をしたところ(個人部門)6点(学校園店舗・会社部門)8点(コミュニティ部門)19点、合計33点の応募がありました。今回受賞されたかたは次のとおりです。表彰式は、10月11日に市役所で行われました。

【市長賞】
■個人部門 山岡 英夫
■学校園・店舗・会社部門 (株)ツボサカ
(株)ニンギ工場
■コミュニティ部門 東山町自治会美化推進花づくり部会

【2位】
■個人部門 日下 嘉雄
■学校園・店舗・会社部門 ギャラリー1樹
■コミュニティ部門 コミュニティ部門
ラ・アセーラ芦屋
管理組合園芸部



第9回 芦屋市花と緑のコンクール 表彰式

問い合わせ 公園緑地課 ☎38-2065

不動産公売のお知らせ

市税の滞納により差し押さえた不動産を、インターネットによる「せり売り」の方法で公売します。入札は、入札等を制限されているかた(国税徴収法第92条・第108条に該当するかた)以外であれば、どなたでもご参加できます。

【公売物件】

【土地】

- ①所在:滋賀県高島市安曇川町中野字二ノ平/地番:1161番30/地目:山林/地積:340㎡
- ②所在:滋賀県高島市安曇川町中野字二ノ平/地番:1161番31/地目:山林/地積:323㎡
- ③所在:滋賀県高島市安曇川町中野字白谷/地番:1244番22/地目:山林/地積:305㎡
- ④所在:滋賀県高島市安曇川町中野字白谷/地番:1244番23/地目:山林/地積:299㎡
- ⑤所在:滋賀県高島市安曇川町中野字白谷/地番:1244番24/地目:山林/地積:318㎡
- ⑥所在:滋賀県高島市安曇川町中野字白谷/地番:1244番25/地目:山林/地積:329㎡

【公売日程】

- 申し込み 11月5日(水)午後1時～11月18日(火)午後11時
- 入 札 11月25日(火)午後1時～11月27日(木)午後11時

※公売物件等の詳細につきましては、公売広報・市ホームページを参照してください。

問い合わせ 債権管理課 ☎38-2130

持ち込みごみの予約が必要です

問い合わせ 環境施設課 ☎32-5391

環境処理センターに直接持ち込まれるごみについて、ごみの減量化や適正処理の推進のため10月1日から予約が必要となりました。

- 内容 ごみを環境処理センターに直接持ち込む場合、1週間前から前日までに電話でお申し込みが必要になりました。その際、ごみ搬入日や発生場所・ごみの種類などをお聞きます。また、持ち込み当日には、運転免許証等で本人確認をさせていただきます。
お手数をおかけしますが、ご協力をお願いします。

【予約専用電話】 ☎32-5375

【受付時間】 月曜日～金曜日(祝日も受け付けます)

午前9時～正午・午後0時45分～4時30分

*ホームページおよび文字データ放送まちナビ等でもお知らせしています。

年末・年始の予約

12月29日～平成27年1月10日までの間にごみを持ち込みされる場合の予約は、12月1日から予約ができます。この間以外の持ち込みにつきましては、通常どりの予約となります

年 末	持ち込み日	12月29日(月)	12月30日(火)	12月31日(水) 正午まで			
	予約可能日	12月1日～26日	12月1日～29日	12月1日～30日			
年 始	持ち込み日	平成27年1月5日(月)	平成27年1月6日(火)	平成27年1月7日(水)	平成27年1月8日(木)	平成27年1月9日(金)	平成27年1月10日(土) 午後0時30分まで
	予約可能日	12月1日～30日	12月1日～平成27年1月5日	12月1日～平成27年1月6日	12月1日～平成27年1月7日	12月1日～平成27年1月8日	12月1日～平成27年1月9日